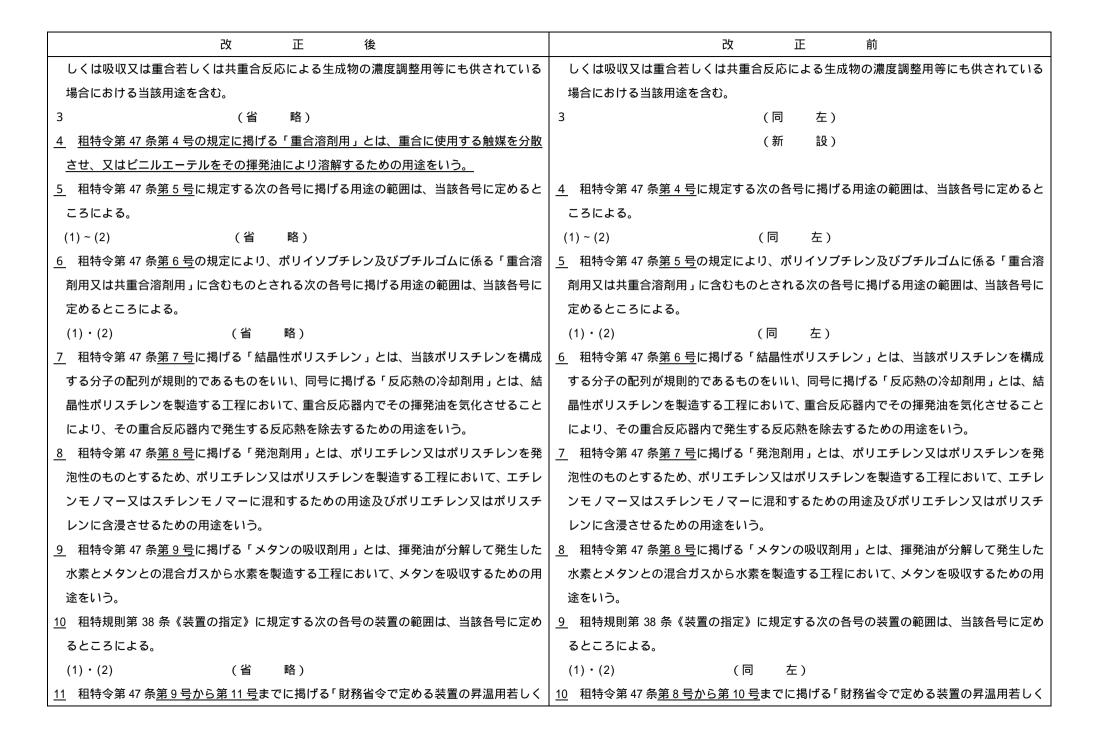
揮発油税法基本通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。 正 改 後 改 (定 義) (定 義) 第1条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。 第1条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。 順号 用 意 義 順号|用 語 意 義 原料免税石 | 掲名石化製品のうち、租特令第47条第1号又は同条第9号から第 |原 料 免 税 石 |掲名石化製品のうち、租特令第 47 条第 1 号又は同条第 8 号から第 化製品 化製品 11 号までに掲げるもの 10 号までに掲げるもの 灯油の規格 引火点が温度 30 度以上で、かつ、初留点が温度 140 度以上の規格 灯油の規格 引火点が温度 30 度以上で、かつ、初留点が温度 145 度以上の規格 (原料免税石化製品の範囲等) (原料免税石化製品の範囲等) 第 74 条 (省 第 74 条 左) 略) (同 2 ~ 4 2 ~ 4 (省 略) (同 左) 5 租特令第 47 条第 11 号 《掲名石化製品及び用途》に規定する「同条第 1 項に規定する一 5 租特令第47条第10号《掲名石化製品及び用途》に規定する「同条第1項に規定する 般ガス事業の用又は同条第6項に規定する大口ガス事業の用として製造するもの」とは、 一般ガス事業の用又は同条第6項に規定する大口ガス事業の用として製造するもの」と ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項《定義》に規定する一般ガス事業者 は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項《定義》に規定する一般ガス事 又は同条第7項に規定する大口ガス事業者が導管によつて供給するガス事業の用として 業者又は同条第7項に規定する大口ガス事業者が導管によつて供給するガス事業の用と 製造するもの(これらの者が自家消費するものを含む。)をいう。 して製造するもの(これらの者が自家消費するものを含む。)をいう。 (「炭化水素の吸収剤用」等の範囲) (「炭化水素の吸収剤用」等の範囲) 第 76 条 第 76 条 略) (同 左) 2 租特令第47条第3号及び第6号に掲げる「重合溶剤用又は共重合溶剤用」とは、重合 │2 租特令第47条第3号及び第5号に掲げる「重合溶剤用又は共重合溶剤用」とは、重合 又は共重合に使用する触媒を分散させ、又はエチレンその他の原料をその揮発油により溶 又は共重合に使用する触媒を分散させ、又はエチレンその他の原料をその揮発油により溶 解するための用途をいい、当該重合又は共重合に係る工程において、未反応ガスの分離若 解するための用途をいい、当該重合又は共重合に係る工程において、未反応ガスの分離若



改 正 後 改 正 前 は保温用」とは、前項各号の装置で原料を熱分解する場合において、当該装置を熱分解に は保温用」とは、前項各号の装置で原料を熱分解する場合において、当該装置を熱分解に 必要な温度にまで上昇させ、かつ、その温度を維持するために、当該装置を直接に加熱す 必要な温度にまで上昇させ、かつ、その温度を維持するために、当該装置を直接に加熱す るための用途をいう。 るための用途をいう。 (注) 原料予熱器又は原料分解装置に接続したスチーム発生装置の熱源用等は、当該用途 (注) 原料予熱器又は原料分解装置に接続したスチーム発生装置の熱源用等は、当該用途 に該当しないことに留意する。 に該当しないことに留意する。